

東久留米市緑地保全計画検討委員会運営要綱

(設置)

第1 東久留米市第二次緑の基本計画に定める「緑地保全計画」を策定するために必要な事項を検討するため、東久留米市緑地保全計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を緑地保全計画案としてとりまとめ、東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 市内の保全すべき価値の高い雑木林等の調査・評価・優先順位付け
- (2) 優先順位の高いものの保全手法の検討
- (3) その他計画策定にあたり必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 東久留米市環境審議会委員 3名以内
- (2) 東久留米市市民環境会議委員 3名以内
- (3) 公募市民 3名以内
- (4) 東久留米市庁内環境委員会委員 2名以内

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2に規定する報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。但し、東久留米市庁内環境委員会委員には、支給しない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営において必要な事項は、委員長が定める。